附　木造騎獅文殊菩薩騎象普賢菩薩像
二軀
文殊菩薩像内に嘉元二年十二月四日の銘がある

○文化庁告示第二十三号

次の表に掲げる物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第三条の規定に基づき、同法第二条第一項の規定による認定を取り消す。

令和七年九月三十日

文化庁長官　都倉　俊一

（書跡・典籍の部）

名称及び員数	認定告示	所有者	所有者の住所
色紙墨書貫之集下断簡（石山切）　一幅 （承平五年十二月）	昭和十二年文部省告示第四百三十四号	ロンドンギャラリー株式会社	東京都港区六本木六―六―九

○農林水産省告示第千四百五十九号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第三条第一項、第九条第二項、第十一条第三項、第十五条第三項、第十八条の二第二項、第十八条の六第三項、第二十四条第三項（同法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づき、令和七砂糖年度に係る同法第三条第一項の砂糖調整基準価格、同法第九条第一項第一号の指定糖調整率、同法第十一条第一項の異性化糖調整基準価格、同法第十五条第一項第一号の異性化糖調整率、同法第十八条の二第一項の加糖調製品糖調整基準価格、同法第十八条の六第一項の加糖調製品糖調整率並びに同法第二十四条第一項及び第二十五条第一項第一号の農林水産大臣が定める額並びに令和七でん粉年度に係る同法第二十六条第一項のでん粉調整基準価格及び同法第三十一条第一項第一号の指定でん粉等調整率を次のように定めたので、告示する。

令和七年九月三十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　砂糖調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一五三、二〇〇円

二　指定糖調整率　百分の三九・三二

三　異性化糖調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき二一七、五四四円（うち消費税額及び地方消費税額分　一六、一一四円）

四　異性化糖調整率　百分の二〇・六一

五　加糖調製品糖調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき二九一、六五八円

六　加糖調製品糖調整率　百分の三三・四〇

七　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十四条第一項の農林水産大臣が定める額　一、〇〇〇キログラムにつき二五、六一三円（ただし、同項の規定による砂糖年度を区分した期間ごとに、同項の規定に基づき指定糖輸入申告者等に通知した数量の合計数量が輸入に係る砂糖につき農林水産大臣が定める数量に達しない場合には、当該農林水産大臣が定める数量から当該通知した数量の合計数量を控除した数量に係る額については、当該砂糖年度を区分した期間ごとに二五、六一三円を超えない範囲内において農林水産大臣が別に定める額とする。）

八　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十五条第一項第一号の農林水産大臣が定める額　一、〇〇〇キログラムにつき一四、七三一円（うち消費税額及び地方消費税額分　一、〇九一円）

九　でん粉調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一八七、八三〇円

十　指定でん粉等調整率　百分の四・八一九

○農林水産省告示第千四百六十号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十二条第二項及び第三十六条第二項の規定に基づき、令和七砂糖年度に係る国内産糖交付金及び令和七でん粉年度に係る国内産いもでん粉交付金の単価を次のように定めたので、同法第二十二条第三項及び第三十六条第三項の規定に基づき、告示する。

令和七年九月三十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　てん菜を原料として製造される国内産糖

正味一、〇〇〇キログラムにつき　一八、五五九円

二　さとうきびを原料として製造される国内産糖

㈠　鹿児島県

1　種子島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき　三九、三九四円

2　奄美大島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき　七一、八九〇円

3　喜界島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき　四一、〇三二円

4　徳之島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき　三五、九一三円

5　沖永良部島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき　三七、三七〇円

6　与論島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき　七八、三九五円